

## ○意見交換の項目 【担当課】

- ・ 移動手段の確保、要配慮者対策について 【原対課】
- ・ SE 要避難者（妊婦等）数の把握方法について 【原対課】
- ・ 病院・社会福祉施設における避難計画の策定について 【厚生総務課】
- ・ 原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について  
【福祉指導課・原対課】
- ・ 避難所面積の確認状況等について 【原対課】
- ・ 安定ヨウ素剤等保管委託契約の見直しについて 【薬務課】
- ・ 安定ヨウ素剤保管定数の見直しについて 【薬務課】
- ・ 安定ヨウ素剤配布対応マニュアル（案）について 【薬務課】
- ・ 中央要望について 【原対課・内閣府】
- ・ 原子力広報紙の発行について 【原対課】
- ・ 今後取り組むべき課題 【原対課】

## 移動手段の確保・要配慮者対策について

県議会予算特別委員会 答弁抜粋

令和3年10月20日「医療機関等の原子力災害避難計画について」

知事

国の防災基本計画や原子力災害対策指針に基づき、茨城県地域防災計画において、東海第二発電所から30キロ圏内の医療機関などは、避難計画を策定することとしており、県は策定を支援しております。

まず、高齢者、障害者などを対象としました社会福祉施設の避難計画の策定状況でございますが、9月1日現在、486施設のうち、280施設が計画の策定を行っており、策定率は57.6パーセントでございます。

次に、医療機関や社会福祉施設の避難に際して必要となるバスや福祉車両等でございますが、現在策定されている計画をみますと、入所者の状況によっても異なりますが、明確な台数を計画に記載していない施設が多いことから、今後、必要車両の想定についての考え方を示すなどして、計画策定の促進と併せ、計画への必要台数の明記を働きかけてまいります。

なお、平成30年9月に全施設を対象に行った調査によりますと、バスによる避難の対象人数は約1万1千人、福祉車両は約1万3千人であり、必要台数は推計で50人乗り大型バス200台、福祉車両約8千台となっております。

一方、現時点で、県バス協会加盟会社の保有するバスは約2千900台、県ハイヤー・タクシー協会会員の保有する福祉車両は約30台、県内の社会福祉協議会が保有する福祉車両は約160台と伺っております。

こうした状況の中、避難時におけるバスや福祉車両等の移動手段の確保に向けては、交通事業者等の理解と協力が不可欠であることから、県では、これらの事業者と協議を進めるとともに、バス等の円滑な配車に向け、配車オペレーションシステムの開発を進めており、医療機関や社会福祉施設、交通事業者等が参加する訓練を行い、改善点の意見をいただきながら、システムの改良を図っていくこととしております。

医療機関・社会福祉施設の避難計画が1施設でもできていなければ、広域避難計画ができたとはならないという理解かという点につきましては、「実効性ある避難計画」を策定する上では、要配慮者の避難体制の構築が不可欠でありますことから、万が一の事故があった場合に備えて、すべての医療機関・社会福祉施設において避難計画が策定されることが必要であると考えております。

県といたしましては、引き続き、移動手段の確保に向けた取組を進めてまいりますとともに、避難計画の未策定の医療機関等に対する説明会や個別協議の実施などにより、計画の策定を推進してまいります。

## 県議会一般質問 答弁抜粋

令和2年6月15日「避難行動要支援者の避難体制の整備について」

### 福祉担当部長

避難行動要支援者の避難体制の整備について、お答えいたします。

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者につきましては、災害対策基本法により、市町村に名簿作成が義務付けられております。

さらに、国の指針により、避難支援の実効性を高めるため、一人ひとりの要支援者の避難先や避難方法などを記載した個別計画の作成も求められております。

このため、県におきましては、県地域防災計画に、市町村による名簿の作成を位置付けるとともに「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」を策定し、市町村に対して、名簿の作成や個別計画の作成方法を示してまいりました。

また、市町村担当者会議において、名簿や個別計画作成の参考となるよう、全国の事例集の紹介・配付のほか、未作成の市町村を重点的に訪問して助言を行うなど、市町村の取組みを促進してきたところでございます。

これらにより、市町村におきましては、民生委員や自治会役員などの地域の関係者が情報交換等を行い、要支援者の把握から名簿及び個別計画の作成に向けた検討会を設けるとともに、民生委員等が個別訪問を行うなどの取組みが行われてきました。

その結果、避難行動要支援者名簿につきましては、現在、県内すべての市町村において作成済となっておりますが、個別計画につきましては、一部作成を含めても、28市町村での作成に留まっている状況にあります。

県といたしましては、できるだけ早く作成するよう引き続き働きかけるとともに、特に災害時の危険性が高い浸水想定区域や土砂災害警戒区域などに居住する要支援者の方につきましては、速やかな対応が必要でありますので、優先して取り組むよう市町村に働きかけてまいります。

なお、個別計画の作成が進まない主な原因といたしましては、議員ご指摘のとおり、避難する際の支援者が見つからないことのほか、災害発生時に消防や警察などの関係機関に対して本人の要介護度や障害の程度などの個人情報提供されることから、本人が作成を希望しないことがございます。

このような中、今回、議員からご紹介のありました兵庫県におきましては、介護計画を作成する介護支援専門員や、障害者の支援計画を作る相談支援専門員など、日頃から要支援者やその家族と接点のある福祉専門職に個別計画作成の調整役を依頼する取組みを進めております。県内でも古河市において同様の取組みが進められていると承知しておりますので、市町村に対し、防災と福祉が連携した優れた事例として積極的に紹介してまいりたいと考えております。

また、こうした取組みを進めるには、福祉専門職の協力を得ることが不可欠ですので、これらの職種の県域団体への協力依頼などにより、市町村をバックアップしてまいります。

県といたしましては、今後とも、市町村に対して様々な助言を行うことにより、個別計画作成を促進し、避難行動要支援者の災害時の安心、安全の確保に努めてまいります。

## SE 要避難者（妊婦等）数の把握方法について

### 1 現状

令和3年7月21日改正の原子力災害対策指針にて、新たにSE要避難者として、「妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者（以下、「妊婦等」）が追加されたことから、この対象者数の把握方法についての整理が必要

### 2 対象者の把握方法（案）

#### （Ⅰ）把握方法

【ア】 妊 婦：「母子手帳」を基に把握する

- （例）・過去1年の内に「母子手帳」を交付した件数（安全側で数を把握）
- ・「母子手帳」の交付者のうち、基準日の翌日以降に出産予定の妊婦の数
- ※母子手帳の交付状況管理システム等から算出

【イ】 授乳婦+乳幼児+乳幼児とともに避難する必要のある者：乳幼児がいる世帯人数

- （例）・住基等で乳幼児（6歳以下の子ども）がいる世帯人数を集計
- ・乳幼児（6歳以下の子ども）の人数×各市村における平均世帯人数

#### （Ⅱ）計算方法

【妊婦等】 = 【ア】 + 【イ】

### 3 原子力災害対策指針【令和3年7月21日】－抜粋－ （参考）

#### （注）施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

病院入院者・社会福祉施設入所者の避難計画に係る状況

施設 (担当課)	施設 施設数	施設数等		避難計画作成済		避難先の考え方	現状の状況
		50歳以上	50歳未満	施設数	(作成率)		
医療機関 (厚生総務課)	PAZ	9	4,331	7	77.0%	原則として、一般住民の避難先と同じ地域・方向となるように調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係団体（茨城県医師会、茨城県歯科医師会及び茨城県精神科医師会）に避難先案を提示し合意</li> <li>○平成20年3月5日に医療機関への避難体制説明会を開催し、避難先調整内容と避難計画の作成について説明</li> <li>○日立市、高萩市、茨城大田市の医療機関は福島県へ、茨城大田市内の医療機関は栃木県へ避難することについて各県と調整済み</li> <li>○茨城で各医療機関に避難計画の作成を依頼（20年4月）</li> <li>○避難計画策定に係る課題について、アンケート調査を実施（23年3月）</li> <li>○避難計画策定に係る課題について、アンケート調査を実施（23年7月）</li> </ul>
	UPZ	110	10,395	32	29.1%		
	計	119	11,726	39	32.8%		
特別養護老人ホーム等 (長寿福祉推進課)	PAZ	8	657	5	62.5%	原則として、一般住民の避難先が町村と同地域に調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係団体（茨城県老人施設協議会）に避難先案を提示し合意</li> <li>○茨城県老人ホーム等施設長会議等で各施設に避難先案を説明のうえ、避難計画の作成を依頼済み</li> <li>○現在、各施設において避難計画を作成中であるが、一部の施設で福島県への避難について調整が完了した。</li> </ul>
	UPZ	103	5,603	92	89.3%		
	計	111	6,260	97	87.4%		
介護老人 保健施設 (長寿福祉推進課)	PAZ	2	160	2	100.0%	原則として、一般住民の避難先が町村と同地域に調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係団体（茨城県介護老人保健施設協会）に避難先案を提示し合意</li> <li>○全施設に対する説明会を開催し、避難先案を説明のうえ、避難計画の作成を依頼済み</li> <li>○現在、各施設において避難計画を作成中であるが、一部の施設で福島県への避難について調整が完了した。</li> </ul>
	UPZ	40	3,540	38	90.0%		
	計	42	3,700	38	90.5%		
グループホーム (長寿福祉推進課)	PAZ	4	72	4	100.0%	原則として、一般住民の避難先が町村と同地域に調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管する市町村において、避難先をマッピングしてもらうことで調整済み</li> <li>○市町村から各グループホームに対して計画策定の働きかけを行っている。</li> </ul>
	UPZ	113	1,989	13	11.5%		
	計	117	2,061	17	14.3%		
有料老人ホーム等 (長寿福祉推進課)	PAZ	6	172	4	66.7%	原則として、一般住民の避難先が町村と同地域に調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○茨城県有料老人ホーム等施設長会議等で各施設に避難先案を説明のうえ、避難計画の作成を依頼済み</li> <li>○現在、各施設において避難計画を作成中である。</li> </ul>
	UPZ	163	4,469	68	54.0%		
	計	169	4,641	92	54.4%		
障害者施設 (障害福祉課)	PAZ	6	160	4	100.0%	一般住民避難先を参考に茨城県心身障害者福祉協会と連携して調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係団体等（心身障害者福祉協会等）と連携し、避難先を決定</li> <li>○現在、各施設において避難計画を作成中</li> </ul>
	UPZ	25	1,543	16	60.0%		
	計	29	1,703	19	65.5%		
児童養護 施設等 (青少年支援課)	PAZ	0	0	0	0.0%	原則として、一般住民の避難先が町村と同地域・方向に調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係団体（茨城県児童福祉協議会、茨城県児童福祉施設協議会）に避難先案を提示し合意</li> <li>○23年3月末に、全施設が避難計画の作成を完了</li> <li>○本年度初めに避難計画の見直しを行うよう施設ごとに調整済み</li> </ul>
	UPZ	16	587	16	100.0%		
	計	16	587	16	100.0%		
教習施設 (福祉指導課)	PAZ	0	0	0	0.0%	対象2施設のうち、1施設（もくせいの水戸市）は、つくば市内の居住者施設（コミュニティセンター）に避難し、1施設（たけしの国、那珂市）は同施設（那珂市、那珂市）は同施設（那珂市、那珂市）に避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○茨城県教習施設協議会と連携し、避難先を決定</li> <li>○1施設（もくせいの）については、つくば市内の居住者施設（コミュニティセンター）に避難し、1施設（たけしの国、那珂市）については同施設（那珂市、那珂市）に避難し、1施設（たけしの国、那珂市）は同施設（那珂市、那珂市）に避難し、児童養護施設（那珂市、那珂市）に避難し、避難計画についても作成済み</li> </ul>
	UPZ	2	170	1	50.0%		
	計	2	170	1	50.0%		
福祉施設計	PAZ	24	1,221	19	79.2%		
	UPZ	462	18,101	201	56.5%		
	計	486	19,322	220	57.0%		
合計	PAZ	33	2,552	26	78.0%		
	UPZ	672	28,406	303	51.2%		
	計	705	31,008	319	52.7%		

原 対 第 194 号  
福 指 第 422 号  
令和 3 年 7 月 14 日

関係市町村原子力防災担当課長 殿  
関係市町村避難行動要支援者対策担当課長 殿

茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課長  
茨城県保健福祉部福祉指導課長  
(公印省略)

原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について

このことについて、令和 3 年 6 月 25 日付け府政原防第 636 号により内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（企画・国際担当）及び参事官（地域防災担当）から別添のとおり通知がありましたので、作成の推進に御配慮願いますとともに、貴市町村の原子力防災担当課及び避難行動要支援者対策担当課において十分に連携し、御対応くださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

<原子力防災関係>

茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課  
企画・防災 G 小沼  
TEL : 029-301-2922 FAX : 029-301-2929  
E-Mail : gentail@pref.ibaraki.lg.jp

<個別避難計画作成関係>

茨城県保健福祉部福祉指導課  
地域福祉 G 塚田  
TEL : 029-301-3157 FAX : 029-301-6200  
E-Mail : fukushi1@pref.ibaraki.lg.jp

府政原防第636号  
令和3年6月25日

関係道府県防災主管部長 殿  
関係道府県原子力防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（企画・国際担当）  
参事官（地域防災担当）  
（公印省略）

### 原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について

平素より防災対策及び原子力防災対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）等による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「法」という。）の適正な運用に当たり、原子力災害に係る個別避難計画の作成に係る留意点を下記の通り示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知の作成に当たっては、内閣府（防災担当）及び消防庁にも確認をしております。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1. 原子力災害に係る個別避難計画の作成等について

- 改正後の災害対策基本法においては、個別避難計画の作成の努力義務化等に係る規定が新設されたところであるが、当該規定は原子力災害についても適用され、法においても必要な読替え規定が整備されたところ。
- このため、原子力災害対策指針に定める原子力災害対策重点区域をその区域内に含むなど、原子力災害への対応が必要と考える市町村は、避難行動要支援者名簿を作成している者につき、水害や津波・地震等に加え、原子力災害も想定した個別避難計画を作成等すべきである。当該市町村において原子力災害を想定した個別避難計画の作成等を行うに当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改正）内閣府（防災担当））を参照するとともに、本通知に基づき対応すること。
- 各市町村においては、原子力災害対応の特性を踏まえ、原子力災害に係る個別避難計画の作成・活用方針等に関して、地域防災計画等に必要な定めを行い、優先度や段取り、

様式に記載すべき事項等を検討した上で、原子力災害に係る個別避難計画の作成等に  
取り組むこと。なお、原子力災害と原子力災害以外の災害（以下「一般災害」という。）  
対応に係る個別避難計画は、それぞれの計画の作成が求められるが、個人情報の取り扱  
い等に留意しつつ、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項  
を記載等するなどして共有化することも考えられる。

（特記事項への原子力災害に係る追記事項例）

- ・原子力災害対策重点区域（PAZ 又は UPZ）の区分
- ・施設敷地緊急事態要避難者の該当可否（PAZ に限る。）
- ・避難に当たっての一次集合場所（自家用車以外で避難する場合に限る。）
- ・放射線防護対策が講じられた施設等の名称及び住所（PAZ 内の施設敷地緊急事態要  
避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者の場合に限る。）
- ・避難先市町村名（予め避難先施設が決まっている場合には、その名称及び住所を記  
載。）

2. 個別避難計画の作成等に当たっての一般防災部局及び原子力防災部局の連携について  
原子力災害と一般災害に係る個別避難計画等の取組を連携させることが、当該取組の推  
進を加速する場合には、以下に示す各事項に留意して連携を図ることが望ましい。

- 個別避難計画の作成に当たっては、原子力災害対応に特化したデータ収集等に必要  
な経費（調査費等）については原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の活用も可能で  
あるが、作業や経費が重複することのないよう、一般防災部局及び原子力防災部局にお  
いて十分に連携すること。
- 連携方策として、具体的には、
  - ・各市町村内に「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」が設置される場合に、一般防災  
部局のみならず原子力防災部局も参画する等、関係部局間における密接な情報共有・  
検討体制を整備すること
  - ・原子力災害と一般災害に係る避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難  
支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する情報の取得や、避難行動要支援者及  
び避難支援等実施者からの同意取得等の作業を両部局において一体的に行うこと  
等の取組みが考えられる。

以上

（問合せ先）  
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付  
参事官（企画・国際担当）付 佐藤、岡口  
Tel：03-3581-4230  
参事官（地域防災担当）付 小林、桂  
Tel：03-3581-3463



「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」の一部改正について

1 指針の目的

市町村における要配慮者支援のための日頃の備えと災害発生時のあり方を明確にし、災害時の迅速かつ的確な取組みに資することを目的としている。

2 改定理由

- 災害対策基本法の一部改正（令和3年5月20日施行）により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。
- 法改正を受け、内閣府が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定されたことから、県指針の見直しを行うもの。

3 主な改定内容

- 個別避難計画の作成等
  - ・優先度を踏まえた個別避難計画の作成
  - ・避難を支援する者の確保
  - ・福祉避難所への直接の避難
  - ・避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供
- 個人番号（マイナンバー）を活用した避難行動要支援者名簿等の作成・更新
- 個別避難計画様式の修正
- 原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点を追加（別紙参照）

4 施行日

令和3年10月1日

「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」  
第1編 第5章 3. 個別避難計画の作成等 (P. 40)

(10) 原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点

原子力災害対応の特性を踏まえ、原子力災害に係る個別避難計画の作成・活用方針等に関して、地域防災計画等に必要な定めを行い、優先度や段取り、様式に記載すべき事項等を検討した上で、原子力災害に係る個別避難計画の作成等に取り組むことが必要である。

なお、原子力災害と原子力災害以外の災害（以下「一般災害」という。）対応に係る個別避難計画は、それぞれの計画の作成が求められるが、個人情報取り扱い等に留意しつつ、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考えられる。

また、原子力災害と一般災害に係る個別避難計画等の取組を連携させることが、当該取組の推進を加速する場合には、以下に示す各事項に留意して連携を図ることが望ましい。

- ・各市町村内に「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」が設置される場合に、一般防災部局のみならず原子力防災部局も参画する等、関係部局間における密接な情報共有・検討体制を整備すること
- ・原子力災害と一般災害に係る避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する情報の取得や、避難行動要支援者及び避難支援等実施者からの同意取得等の作業を両部局において一体的に行うこと

（特記事項への原子力災害に係る追記事項例）

- ・避難先市町村名（予め避難先施設が決まっている場合には、その名称及び住所を記載。）
- ・原子力災害対策重点区域（PAZ 又は UPZ）の区分
- ・施設敷地緊急事態要避難者の該当可否（PAZ に限る。）
- ・避難に当たっての一次集合場所（自家用車以外で避難する場合に限る。）
- ・放射線防護対策が講じられた施設等の名称及び住所（PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者の場合に限る。）

第3編 資料編

資料7

個別避難計画 (様式例)

※地域の実情に応じて必要な場合は項目等を追加すること。

氏名 ※児童の場合は ( ) で保護者の氏名を記入			
生年月日		年齢	
住所又は 居所			
性別	男 ・ 女	電話番号	
携帯番号		FAX 番号	
メールアドレス			
同居家族等			
避難場所	名称		
	住所		
緊急時の 連絡先①	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住所		
	連絡先	電話1:                      電話2:	メールアドレス: その他:
緊急時の 連絡先②	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住所		
	連絡先	電話1:                      電話2:	メールアドレス: その他:
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ		
	氏名(団体名及び代表者)		
	住所		
	連絡先	電話1:                      電話2:	メールアドレス: その他:
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ		
	氏名(団体名及び代表者)		
	住所		
	連絡先	電話1:                      電話2:	メールアドレス: その他:

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。

※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等することで足りるものとする。

<p>避難時に配慮しなくてはならない事項</p>	<p>※あてはまるものすべてに☑</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている【要介護状態区分：<input type="checkbox"/>】</p> <p><input type="checkbox"/> 手帳所持【障害名：<input type="checkbox"/> 等級：<input type="checkbox"/>】</p> <p><input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機器の装着等をしている</p> <p><input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい)</p> <p><input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい</p> <p><input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない</p> <p><input type="checkbox"/> 普段から飲んでいる薬がある <input type="checkbox"/> ペットを飼っている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>[ ] ]</p>
<p>特記事項</p>	
<p><b>避難支援時の留意事項</b></p>	
<p>○自宅周辺の災害危険性</p> <p><input type="checkbox"/> どのくらいの高さまで水に浸かりますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区の中ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋倒壊等氾濫想定区域の中ですか。</p> <p>○避難先のチェック</p> <p><input type="checkbox"/> ハザードマップに記載されている避難所など</p> <p>どこへ 移動手段 徒歩 ・ 車 移動時間 分</p> <p><input type="checkbox"/> 親戚や知人の家など</p> <p>どこへ 移動手段 徒歩 ・ 車 移動時間 分</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (近くの安全な場所)</p> <p>どこへ 移動手段 徒歩 ・ 車 移動時間 分</p> <p>○避難するタイミング</p> <p>(例 警戒レベル3、高齢者等避難が発令されたら避難する)</p>	

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。

※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等することで足りるものとする。

## 原子力災害時における避難所に係る受入人数(県内)

	避難元市町村	避難者数(人)	避難先市町村	受入人数(人) 一人当たり3㎡、3.5㎡、4.5㎡程度
1	ひたちなか市	139,134	土浦市	調整中
2			石岡市	調整中
3			龍ヶ崎市	調整中
4			稲敷市	調整中
5			美浦村	調整中
6			牛久市	調整中
7			鹿嶋市	調整中
8			かすみがうら市	調整中
9			神栖市	調整中
10			行方市	調整中
11			小美玉市	調整中
12			阿見町	調整中
13			河内町	調整中
14			利根町	調整中
合計				

1	東海村	37,713	取手市	調整中
2			守谷市	調整中
3			つくばみらい市	調整中
合計				

1	水戸市	103,522	古河市	調整中
2			結城市	調整中
3			下妻市	調整中
4			常総市	調整中
5			つくば市	調整中
6			坂東市	調整中
7			八千代町	調整中
8			五霞町	調整中
9			境町	調整中
合計				

1	那珂市	54,276	筑西市	調整中
2			桜川市	調整中

1	高萩市	5,464	北茨城市	調整中
2			高萩市	調整中

1	鉾田市	13,996	鹿嶋市	調整中
2			鉾田市	調整中

1	茨城町	32,921	神栖市	調整中
2			潮来市	調整中

1	常陸太田市	3,952	大子町	調整中
---	-------	-------	-----	-----

1	大子町	99	大子町	調整中
---	-----	----	-----	-----

## 原子力災害時における避難所に係る受入人数(県外)

	避難元市町村	避難者数(人)	避難先市町村	受入人数(人) 一人当たり3㎡, 3.5㎡, 4.5㎡程度
1	ひたちなか市	13,243	千葉県 成田市	調整中
2			千葉県 佐倉市	調整中
3			千葉県 四街道市	調整中
4			千葉県 八街市	調整中
5			千葉県 印西市	調整中
6			千葉県 白井市	調整中
7			千葉県 富里市	調整中
8			千葉県 酒々井町	調整中
9			千葉県 栄町	調整中
10			千葉県 神崎町	調整中
合計				

1	水戸市	167,261	栃木県 宇都宮市	調整中
2			栃木県 足利市	調整中
3			栃木県 栃木市	調整中
4			栃木県 佐野市	調整中
5			栃木県 鹿沼市	調整中
6			栃木県 野木町	調整中
7			群馬県 前橋市	調整中
8			群馬県 高崎市	調整中
9			群馬県 桐生市	調整中
10			群馬県 伊勢崎市	調整中
11			群馬県 太田市	調整中
12			群馬県 館林市	調整中
13			群馬県 みどり市	調整中
14			群馬県 邑楽町	調整中
15			埼玉県 加須市	調整中
16			埼玉県 春日部市	調整中
17			埼玉県 羽生市	調整中
18			埼玉県 草加市	調整中
19			埼玉県 越谷市	調整中
20			埼玉県 久喜市	調整中
21			埼玉県 八潮市	調整中
22			埼玉県 三郷市	調整中
23			埼玉県 幸手市	調整中
24			埼玉県 吉川市	調整中
25			埼玉県 杉戸町	調整中
26			千葉県 松戸市	調整中
27			千葉県 野田市	調整中
28			千葉県 柏市	調整中
29			千葉県 流山市	調整中
30			千葉県 我孫子市	調整中
31			千葉県 鎌ヶ谷市	調整中
合計				

1	大洗町	16,886	千葉県 銚子市	調整中
2			千葉県 旭市	調整中
3			千葉県 匝瑳市	調整中
4			千葉県 香取市	調整中
5			千葉県 多古町	調整中
6			千葉県 東庄町	調整中
合計				

	避難元市町村	避難者数(人)	避難先市町村	受入人数(人) 一人当たり3㎡, 3.5㎡, 4.5㎡程度
1	日立市	185,054	福島県 福島市	調整中
2			福島県 会津若松市	調整中
3			福島県 郡山市	調整中
4			福島県 いわき市	調整中
5			福島県 須賀川市	調整中
6			福島県 喜多方市	調整中
7			福島県 二本松市	調整中
8			福島県 田村市	調整中
9			福島県 伊達市	調整中
10			福島県 本宮市	調整中
11			福島県 桑折町	調整中
12			福島県 国見町	調整中
13			福島県 大玉村	調整中
14			福島県 磐梯町	調整中
15			福島県 猪苗代町	調整中
16			福島県 三春町	調整中
17			福島県 小野町	調整中
合計				

1	常陸太田市	47,539	福島県 白河市	調整中
2			福島県 鏡石町	調整中
3			福島県 天栄村	調整中
4			福島県 下郷町	調整中
5			福島県 会津坂下町	調整中
6			福島県 湯川村	調整中
7			福島県 会津美里町	調整中
8			福島県 西郷村	調整中
9			福島県 泉崎村	調整中
10			福島県 中島村	調整中
11			福島県 矢吹町	調整中
12			福島県 棚倉町	調整中
13			福島県 矢祭町	調整中
14			福島県 塙町	調整中
15			福島県 鮫川村	調整中
16			福島県 石川町	調整中
17			福島県 玉川村	調整中
18			福島県 平田村	調整中
19			福島県 浅川町	調整中
20			福島県 古殿町	調整中
合計				

1	笠間市	36,066	栃木県 小山市	調整中
2			栃木県 真岡市	調整中
3			栃木県 下野市	調整中
4			栃木県 上三川町	調整中
5			栃木県 壬生町	調整中
合計				

	避難元市町村	避難者数(人)	避難先市町村	受入人数(人) 一人当たり3㎡, 3.5㎡, 4.5㎡程度
1	常陸大宮市	36,564	栃木県 大田原市	調整中
2			栃木県 矢板市	調整中
3			栃木県 那須塩原市	調整中
4			栃木県 さくら市	調整中
5			栃木県 那須烏山市	調整中
6			栃木県 那須町	調整中
7			栃木県 那珂川町	調整中
合計				
1	城里町	19,132	栃木県 益子町	調整中
2			栃木県 茂木町	調整中
3			栃木県 市貝町	調整中
4			栃木県 芳賀町	調整中
5			栃木県 高根沢町	調整中
合計				
1	高萩市	23,136	福島県 いわき市	調整中



## 「令和4年度国の施策及び予算に関する提案・要望」

### 原子力災害について

#### <提案・要望内容>

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から10年が経過したものの、依然、放射性汚染水への対応や除染、指定廃棄物の処分問題など多くの課題により、国民は放射線に関する不安を抱えるとともに、風評被害も根強く残っている状況にあることから、国の責任において福島第一原子力発電所事故の早期収束と廃炉作業を着実に進めることが必要であります。

また、本県には、多くの原子力施設が立地し、地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっていることから、国は、新規規制基準に基づく適合性審査の厳格な実施などにより原子力安全対策を強化するとともに、原子力防災対策についても、地方自治体が講ずることとされる対策について必要な予算を確保するなど、早急に支援の充実を図ることが必要であります。

つきましては、国の責任において早急に取り組むべき下記事項について要望いたします。

#### 記

#### ○原子力安全・防災対策

##### ・原子力防災対策の強化について

原子力防災対策については、国が責任を持って継続的に充実強化を図るとともに、「実効性ある避難計画」の策定に向けて、解決が困難な課題に対して、東海第二地域原子力防災協議会作業部会等において具体的な解決策を提示すること。

その際、省庁横断的に進める必要がある対策については、必要な予算の確保も含めて内閣府が窓口となり、総合的な調整を行うこと。

特に、避難に必要なバスや福祉車両などの移動手段、避難退域時検査等に要する人員や資機材、防災業務従事者の通信手段の確保、その他自治体だけでは対応が困難な課題について支援すること。併せて、食料その他の物資の備蓄や、避難を円滑に進めるために必要な道路の整備などに必要な財政支援措置を講ずること。

原子力緊急事態において、即時の避難が困難な病院や社会福祉施設の入所者等の要配慮者が屋内退避するための施設整備について、必要な予算を継続して確保できるよう、本事業の制度化を図ること。

住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、その周知や屋内退避中の電気、ガス、水道等のライフラインの確保について、地方公共団体とともに取り組むこと。

安定ヨウ素剤の配布体制の整備に当たっては、地方公共団体の事情を聴取の上、住民が適時・適切に服用できるよう対応マニュアルの充実を図ること。

さらに、安定ヨウ素剤の事前配布後も、再配布の手続きを簡略化するなど、住民や自治体の負担を軽減できる方法をマニュアルに明記すること。

併せて、丸剤の使用期限延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援すること。

原子力災害対策重点区域外については、防護措置が必要な場合における避難先及び輸送手段の確保等、国において具体的な対応策を示すこと。

また、円滑な避難行動をとるには、緊急時モニタリング及び避難退域時検査の実施などに放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、精度の高いシステムを構築すること。その際は、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

## 原子力広報紙の発行方針（案）について

### 1 令和3年度発行方針（案）

項目	昨年度発行実績	令和3年度発行方針(案)
発行回数	1回（11月）	2回（11月、2月）
種類（部数）	2種類 ・全県版（約94万部）、 ・PAZ・UPZ版（約34万部）	2種類 ・全県版（約90万部×2回）、 ・PAZ・UPZ版（約34万部×2回）
配布方法	・全県版：広報紙ひばりに折込 ・PAZ・UPZ版（※）：新聞折込	同左

#### <ねらい>

##### ○全県版

東海第二発電所に係る取組状況を中心に情報発信するほか、県内に立地する他の原子力施設の安全性や、防災体制の確認状況、国のエネルギー政策の方針、放射線や原子力の基礎知識なども紹介し、県民に様々な観点から放射線や原子力について理解し、考えていただく。

##### ○PAZ・UPZ版

- ・東海第二発電所に係る防災対策について、実効性ある避難計画の策定までには様々な課題があり、それぞれの課題に対してどのように取り組んでいるか県民に理解していただく。
- ・30km圏にお住まいの方に、順次、避難計画の検討状況の詳細についてお知らせする（第1号の紙面より）。
- ・併せて、緊急時における住民避難等の参考となるよう、原子力防災の基礎知識の普及を図る。

### 2 第3号掲載内容（案）

##### ○全県版

テーマ	内容（今後さらに検討）
東海第二発電所の津波対策及び自然現象等対策	・新規制基準の概要 ・東海第二発電所における新たな対策 ・県による安全性の検証状況 （県民意見を踏まえた論点の事例紹介）
広域避難計画と緊急時対応	・国、県、市町村、関係機関による検討体制等

##### ○PAZ・UPZ版

テーマ	内容（今後さらに検討）
放射線モニタリング体制	・県内のモニタリングポストの設置状況 ・緊急時の監視体制、モニタリングの情報提供等 ・今後取り組むべき課題（モニタリング機能の維持）
原子力防災の基礎知識	・一時移転とは

**1 県広域避難計画に記載している課題**

- 県外の避難先の確保
- 避難退域時検査体制
  - ・避難退域時検査を実施する要員の確保，資機材の調達，実施場所の確保
- 安定ヨウ素剤の配布体制
  - ・緊急時における効率的な配布方法
  - ・乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の確保
- 複合災害への対応
  - ・複合災害時における第二の避難先の確保
  - ・道路等の被災状況を住民へ情報提供する手段
  - ・モニタリング機能の維持
  - ・災害対策本部機能の維持

**2 上記に加え、国、県、市町村で検討することとしている課題**

- 複合災害への対応
  - ・停電時の対応
  - ・複数の原子力事業所における事故発生時の対応
  - ・行政機能に係る業務継続機能の維持
- 移動手段の確保
  - ・バス，福祉車両の確保
  - ・県外交通事業者等の協力を得た広域的な車両の確保
  - ・フェリー，鉄道等のあらゆる避難手段の検討
- 要配慮者対策
  - ・病院，社会福祉施設等への放射線防護対策の推進
  - ・避難支援等関係者の確保
- 避難途中でのトラブル対策
  - ・ガソリン補給，トイレ対策，事故車への対応
  - ・降雪時の対応
- 避難所の運営，避難先での駐車場の確保
- 屋内退避時の対応
  - ・電気，水道，ガス等のライフラインの確保
  - ・食糧等の手配
  - ・通院が必要な者への対応
- 各種シミュレーションによる実効性の検証（事故の進展を踏まえた避難時間や屋内退避の効果等）

**3 その他の主な課題**

- 観光客への対応
- 民間企業従業員の帰宅のタイミング